

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

事例タイトル	子育て支援マンション認定制度		
実施主体	東京都墨田区	主体属性等	自治体（人口約 22 万人）
事例内容	<p>東京都墨田区は平成 15 年度から、子育てしやすいマンションを建設した場合、助成金を支給している。地価下落に伴う住宅の都心回帰現象が進み、都心に近い墨田区では新築マンションが増加していることから、子育て家庭が安心して暮らせる便利なマンションの建設を促進することとした。「すみだ子育て支援マンション」の認定は、事業者の申請を受け、認定審査会がチェックし、現場検査の上、おおむねクリアしていれば区長が「すみだ子育てマンション認定証」を交付。子どもが遊べるキッズルームを設置すれば 100 万円、その上、床暖房設備を付けると 150 万円、外に遊び場をつくれば 50 万円を助成する。事業者の問い合わせはもとより、子育て世帯の入居希望が多く、さらには近隣住民の遊び場に対する期待もうかがえる。主な認定基準は、①新規分譲で 6 戸以上の耐火構造、②占有面積 55 m<sup>2</sup>以上で寝室が 2 以上の住戸が 3 分の 2 以上、③階建て以上の場合 9 人乗り以上で防犯に配慮したエレベーター設置、④全住戸で収納スペースが 8%以上、⑤段差解消によるバリアフリー化、⑥滑りにくい浴室床材等転倒時の危険防止、⑦コンセント位置の配慮等有効な感電防止、⑧浴室扉の外鍵設置等水漏防止、⑨低アルデヒド建材の使用、⑩階段の 75cm 以下に手すり設置、⑪ベビーカー、三輪車等の置き場確保、⑫オートロック等不審者の進入防止、⑬足がかりない壁等転落の防止、⑭20 m<sup>2</sup>以上のキッズルーム設置、⑮40 m<sup>2</sup>以上の遊び場、手洗い場、遊具置き場、⑯送迎サービス、一時預かり等の子育て支援サービス、⑰保育施設、医療施設との連携、⑱子育て・医療相談の実施、⑲保育サークル活動への支援、⑳ベビー用品リユースシステムの実施など。子育てや高齢化対策にもなるユニバーサルデザインを目指している。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・子育てに積極的に配慮した新規マンションの建設を促進するため、行政がインセンティブを用意。</p>		

事例タイトル	民間資本を利用した町営住宅の整備		
実施主体	鹿児島県川辺郡川辺町	主体属性等	自治体（人口約 1.5 万人）
事例内容	<p>鹿児島県川辺郡川辺町は、民間資金を活用して町営住宅を建設し、住民が過疎地域に定住する環境を整備する「地域活性化住宅条例」を制定した。</p> <p>町有地に民間事業者が住宅を建設し、町が建物を借り上げ町営住宅とする。また、その町有地は同民間業者にも貸し付ける。住宅の借り上げと土地の貸付期間はいずれも 15 年間で、土地は貸付期間が終了すれば業者の所有になる仕組み。住宅を過疎地域に建設し、小学生以下の子どもを持つ家庭に入ってもらふことで、児童減少に歯止めを掛けることが狙い。</p> <p>この方法には①町は住宅の建設費および維持管理費を払うことなく町営住宅を確保できる、②住宅の所有者からの固定資産税が町の収入となる、などの利点がある。</p> <p>家賃は月 3 万円。住宅が建設される予定の地域は、児童数の減少から廃校の危機に直面する小学校もあるなどの過疎地域となっている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・児童数減少防止のための具体的な施策として、民間資本を活用して町営住宅を建設、行政の負担を最小限にとどめている。</p>		

事例タイトル	ファミリー世帯家賃支援制度		
実施主体	東京都台東区	主体属性等	自治体
事例内容	<p>東京都台東区は、1997年度から、区内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯の定住を促進するため、毎年度150世帯に最高3万円の家賃を10年間補助するファミリー世帯家賃支援制度を実施している。子どもの数に応じて支援金を加算して多子家庭を支援するとともに、区外からの転入予定者も募集対象にして人口増加を目指している。対象は18歳未満の子どもを扶養し同居していること。社宅をのぞく民間賃貸住宅で39㎡以上の専用面積が条件で、区外からの転入や社宅などからの住み替えには移転給付金10万円支給する。申込者の平均像は、家族数3.3人、世帯主の年齢は35歳、年収352万円、家賃11万7000円、面積47㎡であった。家賃の支援基本月額、家賃から平均月収の2割を差し引いた額で、子ども1人の場合は最高1万5000円、子ども2人なら1万円加算、3人以上は1万5000円加算する。支給金の受給例をみると、夫婦子ども2人世帯で、夫の年収350万円、妻が100万円、家賃11万円の場合、支援金は月額2万5000円となる。これまでに1250世帯が給付を受けたが、転居などで資格を失ったのは年間平均10%。民間賃貸住宅の平均が約2年半だから、かなり効果を上げている。受給資格を失っても区内に引き続き居住する世帯も多いのが特徴である。合計特殊出生率（1993-97年、ベイズ推定値）は1.07。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー世帯に対し家賃支援を行うことによって、区の人口構成の適正化に資する定住を促進</li> </ul>		

## **5 職業生活と家庭生活の両立の推進**

事例タイトル	時差出勤導入で子育て支援		
実施主体	愛媛県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>愛媛県は、子どもを保育園に送迎する職員らに、出勤時間を最大1時間遅らせることを認める時差出勤制度を4月1日から導入する。同制度は家族の介護や長距離通勤を行う職員も対象とする。同県は2003年度重点施策で、子育て支援や高齢者福祉を柱に据えている。</p> <p>県人事課によると、制度の対象となるのは(1)小学校就学前の子どもを育てる(2)家族を介護する(3)出勤のため午前7時以前に自宅を出る-のいずれかに該当する職員。希望者は申し出、所属長が認定する。</p> <p>通常の勤務時間は午前8時半から午後5時15分までだが、新たに▽午前8時から午後4時45分▽午前9時から午後5時45分▽午前9時半から午後6時15分-の3時間帯を設けた。</p> <p>夫婦共働きの職員を対象とした事前のアンケートでは、子どもの送迎の経験者のうち、約半数が「残業など仕事の都合で送迎に支障がある」「渋滞などのため定刻の送迎ができない」などと困ったことがあると回答。そのうち43.1%の職員が、支援策として時差出勤の実施を求めている。</p>		
特徴(選考ポイント)	・時差出勤導入による子育て支援を実施している。		

事例タイトル	男女共同参画推進企業の登録制度とその公開		
実施主体	大阪府	主体属性等	自治体(人口約882万人)
事例内容	<p>大阪府は、職場の男女共同参画づくりに取り組む企業などを「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、それぞれの活動を府民に紹介する制度を設ける。登録事業者の中から、特に先進的な取り組みをした優良事業者を顕彰する。平成15年1月から募集を始め、制度を本格的に運用する。</p> <p>登録事業者は、女性の能力活用や仕事と仮定の両立支援などに意欲を示す府内の企業や財団法人、社団法人などから募集。審査後、府の登録を受けた企業などは、登録事業者を示す府オリジナルのシンボルマークを広報活動などで使用できる。</p> <p>一方、府は登録事業者の取り組みをホームページや冊子などで府民にPR。各企業などに対し、先進的な事例の情報を提供する。登録して1年後、各企業などの実績を調査した上で、優良事業者を選び、知事賞として表彰する。</p>		
特徴(選考ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に積極的な事業者を都道府県が審査、表彰する取り組み。</li> <li>・事業者の取り組みを行政が評価し、他の事業者への波及を促そうとする取り組み。</li> </ul>		

事例タイトル	中小企業における仕事と家庭両立支援の行政による支援		
実施主体	東京都千代田区	主体属性等	自治体（人口約 3.7 万人）
事例内容	<p>東京都千代田区は、社員が育児や介護休業を取りやすく復職もしやすい職場づくりに取り組む中小企業を支援する。育児休業中の給与を手厚くする企業に補助金を支給するほか、復職を支援する講座などを行なう企業に奨励金を出す。家庭と仕事を両立しやすい職場を増やすのが狙い。</p> <p>補助金は育児休業を取得して雇用保険の育児休業給付を受けている社員に対し給付に上乗せして賃金を支給した中小企業に上乗せ分の 2 分の 1 を補助する。限度額は対象となる社員 1 人につき 10 万円。</p> <p>奨励金は、育児・介護休業を取得した社員が、円滑に職場復帰できるように、支援プログラムなどの職場環境を整える中小企業を後押しする。具体的には、復職前後で仕事のやり方が変わった点などを教える復職直前・直後講習や職場環境適応講習、社内報などによる休業中の情報提供を行なった企業に対し、対象となる社員 1 人につき 10 万円を限度に支給する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・中小企業が取り組む仕事と家庭両立支援に対して、行政が具体的に支援する取り組み。		

事例タイトル	育休導入企業に対する助成		
実施主体	香川県	主体属性等	自治体（人口約 102 万人）
事例内容	<p>香川県は働きやすい職場環境を整えるよう企業に促すことを目的として、平成 14 年度から、法律の基準を上回る育児・介護休業制度を導入し、利用者が生じた企業に対する補助金交付を始めた。</p> <p>対象は、県内に主な事業所を持ち、法律に沿った育児・介護休業を既に導入している事業所。条件は、育児に関しては、1 歳以上の子どもの育児休業か、3 歳以上の子どもを持つ従業員に短時間勤務やフレックスタイム制などを認めていること。介護に関しては、3 ヶ月以上の介護に伴う介護休業、短時間勤務、フレックスタイム制などを認めていること。</p> <p>育児は 3 ヶ月以上、介護は 1 ヶ月以上、制度を利用した従業員が生じた段階で、従業員 1 人当たり 10 万円～30 万円（上限 100 万円）の補助金を交付する。</p> <p>このほか県は、「“子育て・介護”応援企業顕彰事業」や平成 14 年度から新たに実施している「“子育て・介護”応援企業認証マーク交付事業」、さらに、これらの事業を含めて、県の労働施策等について説明できるアドバイザーが企業訪問をして、経営者に実質的な取り組みを働きかけることにより、働きやすい環境づくりの促進に努めている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業・介護休業取得促進に都道府県が具体的に取り組む。</li> <li>・事業者に対して、育児休業・介護休業の制度を活用する従業員の増加を促すためのインセンティブを行政が用意する取り組み。</li> </ul>		

事例タイトル	企業向け「父親の育児参加推進研修会」の実施		
実施主体	長崎県佐世保市	主体属性等	自治体（人口約 24 万人）
事例内容	<p>基地の街である長崎県佐世保市では転勤族が多く、母親の見知らぬ土地で子育てを始める際の不安感、負担感に繋がっている。</p> <p>核家族も多く、そこで父親が子育ての大切さに気づき育児参加の意識をもてるよう啓発することを目的とした研修会を実施している。</p> <p>対象は①父親、②企業経営者、③庁舎内男性職員であり、加えて①～③の全部を対象としたもの（④講座と体験）も企画した。研修会を開催する前に乳幼児をもつ市民 200 人を対象にアンケートも実施した。研修会で盛り込む内容は、家庭での子育ての協力者としての父親の役割、父親として子どもの成長に大切な援助者としての役割、父親の働きやすい職場づくりなど。</p> <p>実施にあたっては、共催のかたちをとり①では保育所、幼稚園の団体、子育てサークル、保育士養成の学校、②では青年会議所、商工会議所、銀行関係、農協関係、③ではモデル事業として市役所職員から、全庁的な共通意識に基づき意識啓発から施策への展開というように協力を得た。④にあたっては、保育団体と共催した父親と子育てに携わる親子対象の「子育てイベント」として位置づけた。</p> <p>実施回数、参加者は、平成 13 年度①が 1 回で参加者 97 名、③が 1 回で参加者 41 名、④が 1 回で参加者 630 名。平成 14 年度①が 2 回で参加者 127 名、②が 1 回で参加者 46 名、③が 1 回で参加者 47 名、④が 2 回で参加者 1531 名であった。</p> <p>平成 15 年度については、今までの業績をベースに各機関の総会や役員会に父親の育児参加を目的とした講演会を入れてもらうよう「出向き型」活動をはじめている。また、④においては、子育て支援センター（公立保育所 3 ヶ所）との連携を生かした活動も開始した。</p> <p>研修は子育て家庭課の保育士が企画し、当日は男性職員、支援担当保育士、公立保育所の保育士などがスタッフとして働く。スタッフの人数は、ボランティアも含め、研修会で 5～7 名程度、イベントでは 20～25 名程度。</p> <p>研修会参加後のアンケートや参加者の表情から、参加した事に対する満足が認められている。今後も地道に研修の回数を重ね意識改革をすすめ、またイベントにおいては、父親に対し育児の意識を啓発し遊びのヒントを与えることで、家族間に安らぎと育児放棄の予防、親としての自覚を育みたいと考えている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の対象を適切に設定し、意識啓発をより効果的に行っている取り組み。</li> <li>・関係諸団体と共催することで、効果的な参加促進を図っている。</li> </ul>		

## 6 子ども等の安全の確保



事例タイトル	子ども等が犯罪に遭いにくい安全・安心まちづくりのための条例整備		
実施主体	広島県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携の下に、県民の防犯意識の向上を図り、及び犯罪の防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及その他犯罪の防止のために必要な措置を講じ、もって安全な県民生活の実現を図ることを目的としている。</p> <p>規定の特徴は、次のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公安委員会は、「地域安全推進指導員」及び「職域安全推進連絡員」を委嘱することができることとした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(地域安全推進指導員) <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 地域における安全確保及び犯罪防止活動に関する指導</li> <li>－ 防犯関係団体との連絡調整</li> <li>－ その他地域における犯罪防止のための取組みの推進</li> </ul> </li> <li>(職域安全推進連絡員) <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 職域における安全確保及び犯罪防止活動に関する連絡調整</li> <li>－ 職域防犯団体相互の情報交換</li> <li>－ その他職域における犯罪防止のための取組みを推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 個別の防犯対策として、学校等における安全の確保、犯罪の防止に配慮した「道路、公園等」「駐車場又は駐輪場」「住宅」「自動車等」「自動販売機」「錠前」の普及、空地又は空家における犯罪防止の措置を規定。このうち、道路、公園等、駐車場又は駐輪場、住宅については、県が指針を定めて施策を推進することとされた。</li> </ul>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	子ども等が犯罪に遭いにくい安全・安心まちづくりのための条例整備		
実施主体	大阪府	主体属性等	自治体
事例内容	<p>犯罪の防止に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園等の普及その他の安全なまちづくりに関する取組を推進し、及び犯罪による被害の防止のために必要な規制等を行い、もって府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものである。</p> <p>規定の特徴は、次のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄パイプ等使用犯罪による被害の防止、ピッキング用具の有償譲渡の禁止等の規制条項を規定した。罰則はいずれも10万円以下の罰金であり、後者には両罰規定が置かれている。</li> <li>・ 個別の防犯対策として、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保</li> <li>② 通学路等における幼児、児童、生徒等の安全の確保</li> <li>③ 犯罪の防止に配慮した道路、公園等、駐車場、共同住宅の普及</li> <li>④ ひったくり及び自動車等の盗難の被害の防止</li> <li>⑤ 盗難自動車の不正な輸出の防止</li> </ol> </li> </ul> <p>を規定。指針を策定する対策は①から③であり、いずれも公安委員会及び知事が指針を策定し又は協議を受けることとされている。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	子ども等が犯罪に遭いにくい安全・安心まちづくりのための条例整備		
実施主体	東京都	主体属性等	自治体
事例内容	<p>東京都内における犯罪の防止に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的としている。</p> <p>規定の特徴は、次のようなものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都民等による犯罪防止の自主的な活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都は、都民等が行う犯罪防止のための自主的な活動を支援するとともに、必要な情報を提供する。</li> <li>② 警察署長は、都民等に管轄区域における犯罪の発生状況等の必要な情報を提供する。</li> </ul> </li> <li>・ 地域における防犯性の向上のための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅の防犯性の向上</li> <li>② 道路、公園等の防犯性の向上</li> <li>③ 商業施設等の防犯性の向上</li> <li>④ 学校等における児童等の安全の確保等</li> </ul> </li> </ul> <p>知事、教育委員会及び公安委員会は児童等の安全の確保のための指針を定め、学校、児童福祉施設等の設置者等は児童の安全の確保に努めることなどとされている。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心マップの作成		
実施主体	愛知県春日井市	主体属性等	自治体（人口29万6千人）、
事例内容	<p>春日井市では、38の小学校区ごとに防犯、交通等に関して注意してほしい地点を示した「安全・安心マップ」を児童等に配付している。</p> <p>マップは、市内在住の女性で構成される「春日井安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会」が、児童・地域住民等とともに犯罪等の被害に遭った場所、遭いそうな場所を表示した地図をもとに、警察からのひったくり等の犯罪の発生場所に関する情報を加味して作成されたものである。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	共同住宅における生命、身体又は財産に危害を与える犯罪を予防するため、共同住宅におけるエレベーター内の防犯カメラの設置費の一部を補助する制度		
実施主体	大阪府大阪市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>大阪市内の共同住宅における生命、身体又は財産に危害を与える犯罪を予防するため、管理組合又は自治会をはじめ入居者組織が取り組む防犯対策への支援として、既存共同住宅におけるエレベーター内の防犯カメラ新設費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置の設置を普及し、もって市民の防犯意識の向上を図り、住みよい安全なまちの実現に資することを目的としている。</p> <p>補助の対象は、1棟の住戸数が5戸以上の既存共同住宅である。</p> <p>補助金の額は、住宅のエレベーター内に設置される防犯カメラの設置に要する費用の3分の1で、防犯カメラ1機当たり15万円以内の額、防犯カメラを賃借する場合は、賃借期間中の総賃借料の3分の1で、防犯カメラ1機当たり15万以内の額を1月当たり30分の1の額である。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	子どもが犯罪に遭わないための街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備		
実施主体	栃木県、埼玉県、岡山県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等に街頭緊急通報システムの整備を図ることが必要である。</p> <p>街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）は、防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を設置し、緊急時に警察署等に直接通報することができる装置であり、その設置は、地域住民等にいつでも通報できる安心感を与えるとともに、犯罪の予防、事件・事故発生時の被害者の救護、被疑者の検挙及び事後捜査に資することを目的とするものである。平成15年度は、補助事業として、栃木県、埼玉県、岡山県がその整備を図っている。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	子どもが犯罪に遭わないための街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）、子ども緊急通報装置の整備		
実施主体	東京都、大阪府、京都府、香川県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等に街頭緊急通報システムの整備を図ることが必要である。</p> <p>街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）は、防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を設置し、緊急時に警察署等に直接通報することができる装置であり、その設置は、地域住民等にいつでも通報できる安心感を与えるとともに、犯罪の予防、事件・事故発生時の被害者の救護、被疑者の検挙及び事後捜査に資することを目的とするものである。東京都、大阪府、京都府、香川県の4都府県が独自に予算措置を行い、スーパー防犯灯を整備している。</p> <p>子ども緊急通報装置は、緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が入所轄の警察署に送信され、警察職員との通話が可能となるもので、子どもの早期保護と犯罪抑止の効果を目的とする。大阪府では、独自の予算措置を行い、5小学校区に整備している。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	少年サポートネットワーク、サポートチームによる活動		
実施主体	茨城県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>不良行為等を繰り返す少年の非行防止及び犯罪被害少年等の精神的な立直りをサポートするため、県、警察、ボランティア等の関係機関・団体が総合的に連携、協力して効果的な指導及び支援活動を推進し、少年の健全育成に寄与することを目的として、「茨城県少年サポートネットワーク」を設置している。</p> <p>少年の問題行動等の発生時に、同ネットワークの中から、事例の内容に応じ、関係機関・団体が「少年サポートチーム」を編成し、それぞれの役割を果たしながら少年に対する面接、カウンセリング等の実施による継続的な指導、支援を行っている。</p>		
特徴(選考ポイント)			

事例タイトル	ピッキングなどの侵入犯罪を未然に防止するために、住宅の玄関の錠・補助錠の交換、取り付けに対して費用の一部を補助する制度		
実施主体	埼玉県朝霞市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>不法に家屋に侵入することを目的としたピッキングによる犯罪を未然に防止するため、一般住宅及び共同住宅の主たる玄関の錠若しくは補助錠を交換又は取り付けの者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助し、もって市民の防犯意識の高揚と市民の安全な生活に寄与することを目的としている。</p> <p>補助の対象は、朝霞市内に住民登録又は外国人登録がある者が、住宅（玄関）用に製造販売されている錠若しくは補助錠の交換又は取り付けたもののうち、いずれか1箇所とする。</p> <p>補助金の額は、経費に2分の1を乗じて得た額で、5,000円を限度としている。</p>		
特徴（選考ポイント）			

事例タイトル	ピッキングやサムターン回し等の侵入犯罪を未然に防止するため、錠の交換、補助錠等の取り付け費用の一部を補助する制度		
実施主体	東京都板橋区	主体属性等	自治体
事例内容	<p>ピッキング等による犯罪を未然に防止するため、玄関の錠の交換、補助錠等を取り付ける者に対し、費用の一部を助成することにより、住宅の防犯性能及び区民の防犯意識の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>補助の対象は、板橋区内に住民登録又は外国人登録がある者が、次の対策を講じた場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関の錠を防犯性能の高い製品に交換した場合</li> <li>・ 補助錠を取り付けた場合</li> <li>・ 玄関の錠に対してサムターン回し対策やカム送り対策を講じた場合</li> </ul> <p>補助金の額は、経費に2分の1を乗じて得た額で、5,000円を限度としている。</p>		
特徴（選考ポイント）			

事例タイトル	子ども等が犯罪に遭わないように、一定の建築行為に際し警察署等との協議を定める条例の整備		
実施主体	東京都豊島区	主体属性等	自治体
事例内容	<p>生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等により、犯罪の防止を図り、もって安全で明るい街づくりに寄与することを目的としている。</p> <p>その内容として、区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する建物について建築基準法に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ、防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物所在地を管轄区域とする警察庁と協議するよう指導するものとされた。</p>		
特徴（選考ポイント）			

事例タイトル	子ども等が犯罪に遭わないように、一定の開発行為、建築行為に際し警察署等との協議を定める条例の整備
実施主体	神奈川県横須賀市   主体属性等   自治体
事例内容	<p>この条例は、開発行為、大規模建築物の建築その他の周辺環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用に関し、必要な手続き、公共施設等の整備の基準その他必要な事項を定めるとともに、開発行為、大規模建築物の建築その他の土地利用に伴う紛争を解決するための調整手続きに関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係及び生活環境の保持を図り、もって土地利用における公共の福祉を実現することを目的とする。</p> <p>その内容として、次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に対する配慮及び整備等に関する協議 開発者は、開発区域内及び予定建築物の必要とされる部分に防犯上の見通しの確保、防犯用カメラの設置、施錠装置の工夫等による生活の安全環境の整備を図るよう努めなければならないこととされている。また、その整備等については、市長、所轄警察その他の施設管理者等と協議しなければならないとされた。</li> <li>・ 防犯灯の整備 開発者は、開発区域内の夜間における防犯上の配慮をするとともに、通行の安全を確保するため、開発区域内に必要な応じて防犯灯を設置するよう努めなければならないとされた。</li> </ul>
特徴(選考ポイント)	

事例タイトル	一般住宅及び共同住宅の防犯対策を施行する者に対し、費用の一部を補助する制度
実施主体	愛知県丹波郡大口町   主体属性等   自治体
事例内容	<p>不法に家屋に侵入すること等を目的とした犯罪を未然に防止するため、一般住宅及び共同住宅の防犯対策を施行する者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民の防犯、防災意識の高揚並びに安心して安全な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>補助の対象は、次の防犯対策である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関の主たる錠を防犯対策に効果がある錠にした。</li> <li>・ 玄関に主たる錠の他に補助錠を設置した。</li> <li>・ サッシ等のガラスを防犯対策に効果があるものにした。</li> <li>・ サッシ等の施錠を防犯対策に効果があるものにした。</li> <li>・ 戸板、窓等に新たな鍵を設置するなどした。</li> <li>・ 宅地内にセンサーを設置した。</li> <li>・ 宅地内に玉砂利等を敷いた。</li> <li>・ その他防犯対策に特に効果があることをした。</li> </ul> <p>補助金の額は、工事又は購入経費の額に3分の2を乗じて得た額で、8,000円を限度とする。</p>
特徴(選考ポイント)	